

よこすか

くらしのニュース

2022
NO.155

- ◆被害が増えています点検商法にご注意！ 1 頁～3 頁
- ◆18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 7 選 4 頁

発行
横須賀市消費生活センター
横須賀市本町2丁目1番地
横須賀市立総合福祉会館2階
相談窓口 046-821-1314
事務室 046-821-1312
FAX 046-821-1315

被害が増えています 点検商法にご注意！



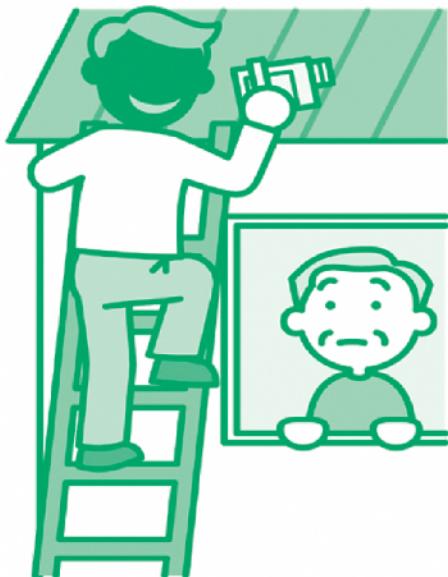
コロナ禍が2年半以上も続き、リモートワークなどによる在宅時間が増えている中、突然「市役所に委託されて点検に来た」などと言って各家庭を訪問しては点検作業を装い、うその報告や不安を煽ることにより、不要な工事や商品などを勧めて、契約を行う悪質商法「点検商法」の被害が急増しています。

「点検」の結果、「壊れています。このままでは大変なことになる」などと危険性を強調して不安をあおっては、修繕や機器の交換などを勧める手口をはじめ、市役所だけでなく消防署・電力会社・水道局・ガス会社などの職員や社員などの身分をかたったり、それらしい服装を使い、信用させたりする手口もあります。今回のくらしのニュースは最近の点検商法の事例をご紹介します。

1. 工事に関わる点検商法

◆事例 1

「市役所に委託されて家の点検を無料でします。」と言って、突然業者が訪ねてきた。無料なので点検してもらったところ、「屋根が壊れているので、このままだと雨水が廻ってしまい、家が腐ってしまう。」とか、「柱や床下が腐っていて、修理が必要である。」とか、「耐震性がないので、大きな地震が来ると家が倒壊して、命の危険がある。」などと言われたので、不安になった。その場で「今ならキャンペーン中だから特別価格で工事ができる」と勧められたので、修繕工事の契約をしてしまった。



◆事例 2

「3年前に工事を請け負った。床下の点検を無料でします。」と言って、業者が訪ねてきた。無料なので点検してもらったところ、「床下にシロアリがいる。」と言われたので、不安になり、シロアリ駆除や床下換気扇の設置や竹炭マットの購入などの契約をしてしまった。

◆事例 3

家の中に棚を作ってもらおうと思い、電話帳やインターネットで調べた業者に工事を依頼した。その際に、業者から屋根の修理も勧められたので、屋根の修理の契約もしてしまった。

◇アドバイス

これらの業者は、突然に屋根や床下などを様々な理由を付けて「無料で点検してあげます。」と訪問してきますが、ひとたび家に上げると、「腐食が進んでいる」「シロアリがいる」「耐震基準を満たしていない」などとうそを言って不安にさせ、実際には全く必要のないリフォーム工事などを勧誘します。また、追加工事を勧められて、さらに法外な請求をされることも少なくありません。

特に、戸建住宅に住んでいて、日中家にいる高齢者や主婦の方、最近では在宅勤務の方が被害に遭い易いのも特徴の一つです。

「無料点検」という言葉に釣られて、安易に応じてはいけません。

「今なら特別価格です。」などの言葉で安易に契約しないように注意し、必要がなければきっぱりと断りましょう。

その場で決断せずに、家族と相談したり、複数の業者から見積もりを取って検討するなど、慎重な対応を心がけてください。

仮に契約をしてしまった場合でも、契約書を受領した日から8日以内はクーリング・オフできます。また、期間内であれば工事開始後でも無償で原状回復を求めることができます。

さらに業者が突然訪問してきた場合だけ

ではなく、事例3のように消費者が自ら業者に電話を掛けて呼んだ場合でも、依頼した内容（棚の製作）とは別の契約（屋根の修理）を勧められた場合には、この部分は訪問勧誘となりますので、やはり8日以内はクーリング・オフできます。

2. 商品を売り付ける点検商法



◆事例4

「エアコンの点検を行い、無料で清掃します。」という電話が入った。

無料でやってくれるならと思い頼んだところ、セールスマンが来て、エアコン清掃を無料でやってくれた。それで済んだと思ったところ、「今使ったわが社の掃除機はいかがですか。」と購入を勧められた。「掃除機を買う気はない。」と断ったが、なかなか帰ってくれなかつたので、仕方なく購入してしまった。

◆事例5

「消防署の方から来た」と制服を着た人が訪ねてきて、「一家に1台の消火器を設置することが法律上義務付けられているが、今ある消火器は有効期間を過ぎている。」と説明されたので、小型消火器を1本2万円で購入してしまい、古い消火器を持っていかれた。

◆事例6

ある日、「ガス会社の方から来た」と制服を着た人が訪ねてきて、ガス機器の点検を行い、「ガス漏れ警報器の設置が義務付けられている」と説明されたので、1台2万円で購入してしまった。

◇アドバイス

訪問販売事業者は、消費者が購入しないという意思表示をしたら、それ以上の勧誘をすることは法律により禁止されています（再勧誘の禁止）。不要な物は、きっぱりと断ってください。

また、購入しても、絶対にお金はその場で支払わないようにして、少しでも疑問に感じたら、消費生活センターや、セールスマンが名乗った公共事業者などに確認を取りましょう。

仮に契約をしてしまった場合でも、契約書を受領した日から8日以内はクーリング・オフできます。商品を使ってしまった場合でも、クーリング・オフが可能な場合もあります。また、事業者は下取りで持ち帰った商品を返さなければなりません。

もし以上のようなトラブルに遭ってしまった場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。



18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル7選

～本人も家族や周りの方も気を付けましょう～

- ① 副業・情報商材やマルチなどの"もうけ話"トラブル
⇒確実にもうかる話はありえない！
- ② エステや美容医療などの"美容関連"トラブル
⇒その場で契約・施術をしない。
- ③ 知り合った相手からの勧誘など"SNSきっかけ"トラブル
⇒SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- ④ 出会い系サイトやマッチングアプリの"出会い系"トラブル
⇒出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
- ⑤ デート商法などの"異性・恋愛関連"トラブル
⇒相手の好意は、商品を売るための手口であることも！
- ⑥ 就活商法やオーディション商法などの"仕事関連"トラブル
⇒必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、ハッキリと断る。
- ⑦ 賃貸住宅や電力の契約など"新生活関連"トラブル
⇒契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。未成年者が親権者等の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。今のところ横須賀市消費生活センターに寄せられる18歳・19歳の方に関するご相談は増えていますが、今後も注意が必要です。

(参考) 独立行政法人 国民生活センター

・被災地域は特に注意！災害後の住宅修理トラブル https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220616_1_lf.pdf
・若者の消費者トラブル https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/wakamono.html

イラスト提供：神奈川県2013、いらすとや

消費生活に関する相談窓口のご案内

横須賀市消費生活センター（横須賀市にお住まいの方のみ）

相談受付時間：月曜から金曜（年末年始・土・日・祝・休日を除く）
午前9時～午後4時

電話番号：046-821-1314

※土曜日・夜間のご相談は

かながわ中央消費生活センターへ

相談受付時間：月曜から金曜
(年末年始・祝・休日を除く)

午前9時30分～午後5時

土曜日

午前9時30分～午後4時30分

電話番号：045-311-0999

